

栃木県会計年度任用職員（業務支援員／育休補助）募集要項

栃木県栃木土木事務所では、会計年度任用職員（業務支援員/育休補助）の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1 名	栃木土木事務所 栃木市神田町 6－6 下都賀庁舎内	・書類の数字の確認や検算等の業務 ・ＰＣによる資料作成等の業務 ・来客・電話対応の業務 ・その他、整備部の業務の支援に関すること

2 勤務条件

- (1) 任用期間 令和 8 (2026) 年 2 月 2 4 日から令和 8 (2026) 年 3 月 3 1 日まで
職員の育児休業が承認されない場合等には任用をしないことがあります。
また、職員の育児休業期間が延長される場合、勤務成績が良好で一定の条件を満たした場合、任用期間を延長されることがあります。
なお、採用後、1 ヶ月間は、条件付採用期間（試用期間）となります。
1 ヶ月間の勤務日数が15日間に満たない場合は、15日間に達するまで延長します。
- (2) 勤務時間 月曜日から金曜日まで（週 3 0 時間）
午前 9 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで
※ 1 正午から午後 1 時までは休憩時間です。
※ 2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休 日 日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (4) 給 与
① 時 給 1, 4 8 9 円
② 通勤手当 当方規程により支給。
- (5) 有給休暇 任用期間が 6 ヶ月に満たないため、年次有給休暇はありません。
- (6) 社会保険 雇用保険に加入。
災害補償は法令に基づき対応。
- (7) 服 務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

3 募集対象

次の (1) から (3) までのすべてを満たす人

- (1) 地方公務員法第 1 6 条に規定する欠格条項に該当しない人
（次のいずれにも該当しない人）
ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (2) パソコン操作（ワード、エクセル等）が可能な人
- (3) 積極的に業務に取り組む意欲がある人

4 受付期間

令和 8 (2026) 年 1 月 2 7 日（火）から令和 8 (2026) 年 2 月 6 日（金）まで

※応募者を一定数確保できた場合は受付期限前に募集を締め切る場合があります。

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接により選考を行います。

(1) 日 時 令和8(2026)年2月10日(火) 午後 ※ 面接時間は電話連絡します。

(2) 場 所 栃木県庁下都賀庁舎2階 打合せ室

6 申込方法

公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に申し込みの上、次の書類を下記の送付・提出先に郵送するか持参してください。【令和8（2026）年2月6日（金）必着】

(1) ハローワークの紹介状

(2) 履歴書（写真付）

※履歴書は市販のもので結構です。

※自筆で必要事項を記入してください。

※持参の場合には、平日の8：30～17：15の間にお越しください。

※郵送の場合には、表に「会計年度任用職員選考申込」と書いた封筒に入れてください。

※提出された書類は返却しません。

なお、採用されなかった応募者の書類は破棄しますのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先

〒328-8504 栃木県栃木市神田町6-6

栃木県栃木土木事務所総務課

7 結果の発表

選考結果については、面接後3日以内にご連絡いたします。

※ 連絡先は、面接時に確認します。

